

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起終	点
西淀川区 第2014-01号線	西淀川区中島1丁目100番の590地 同 区同 1丁目322番の8地	
西淀川区 第2014-02号線	西淀川区中島1丁目100番の590地 同 区同 1丁目100番の590地	
西淀川区 第2014-03号線	西淀川区中島1丁目100番の885地 同 区同 1丁目322番の9地	

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

西淀川区第2014-01号線ほか2路線を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

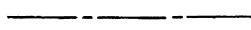
3 - 5 省 略

参 考 図

凡 例

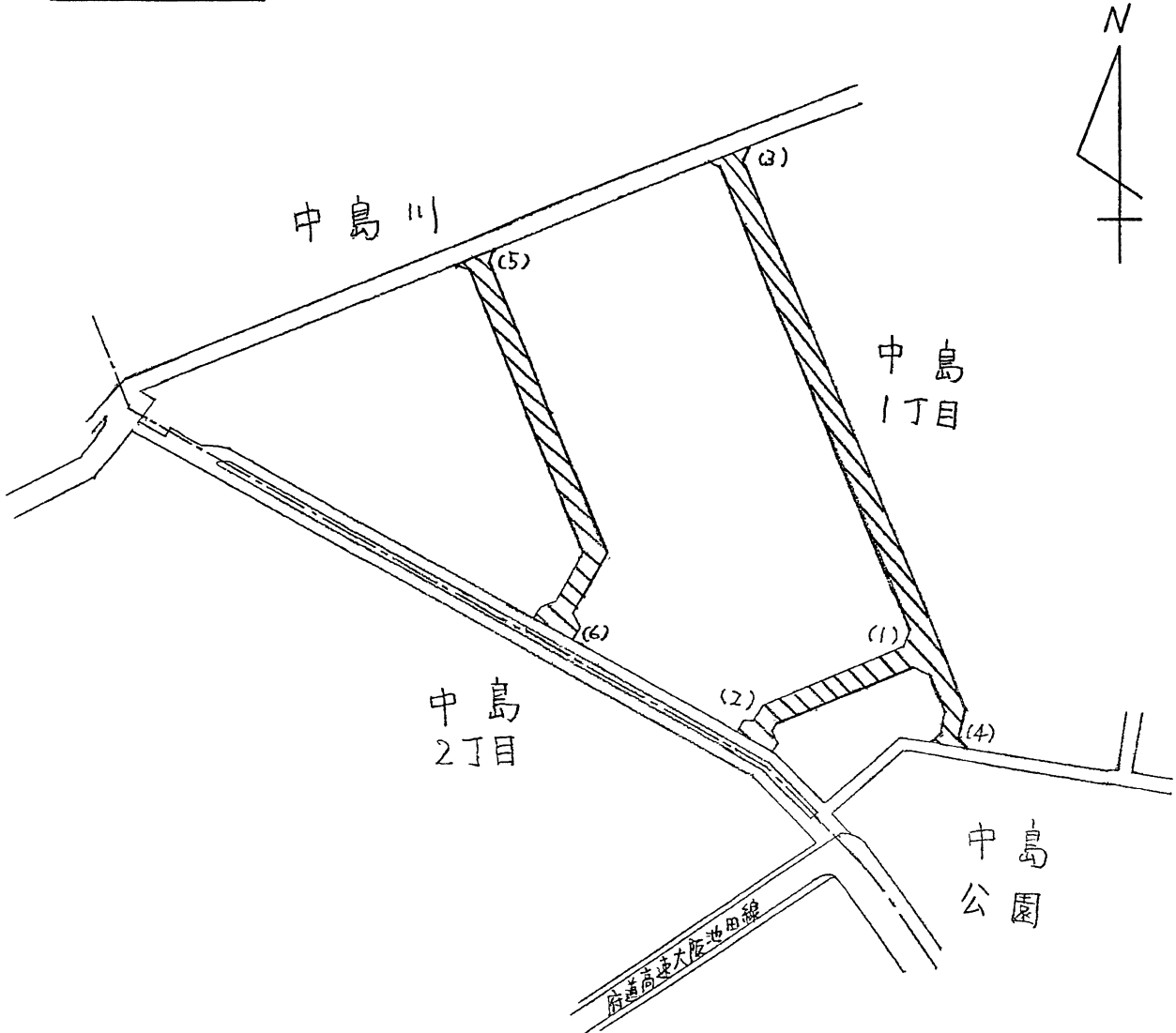


今回認定する路線



町 丁 界

西 淀 川 区



説 明

西淀川区第2014-01号線

(1) (2)間

西淀川区第2014-02号線

(3) (4)間

西淀川区第2014-03号線

(5) (6)間